

**一般社団法人日本スクエアダンス協会
北海道統括支部 旅費・日当・謝礼等規程**

制定 2026年4月26日

(旅費支給の原則)

第1条 一般社団法人日本スクエアダンス協会北海道統括支部(以下「本統括支部」という。)の業務運営にかかわる旅費、日当、謝金等は、この規定によって支給する。

第2条 本統括支部が主催する会議等に出席した場合は、旅費、日当、謝金等を支給する。

(支給の対象者及び支給される業務)

第3条 この規程により旅費を支給される者及び旅費を支給する業務は本統括支部が主催する会議及び事業は別表1による。

別表1 支給される業務及び業務の対象者

業務内容	対象者
幹事会(*2)	支部役員、支部監事、幹事、事務局員
支部役員会	支部役員、支部監事、事務局員
専門委員会、指導者会議の会合	専門委員会委員、指導者会議会員
支部ジャンボリー、支部研修会	ゲストコーラー、講師(*3)
全国講習会(*1)、講習会、セミナー受講	支部長が承認、選任した者
その他本統括支部が必要と認めた会合	参加者

*1 全国講習会の助成金については会計処理規程第5条を参照

*2 ジャンボリーと併催する臨時幹事会に出席する場合は交通費を支給しない

*3 ゲストコーラー、講師の謝礼、日当については第16～20条に記載する

(旅費の種類)

第4条 この規程に定める旅費の種類とは次のものをいう。

- (1) 交通費
- (2) 宿泊費
- (3) 日当
- (4) その他の諸費用

(交通費)

第5条 この規程に定める交通費の種類及び交通機関とは次のものをいう。(別表2参照)

- ① 鉄道・船運賃(都市間バスは鉄道に準ずる)
- ② 航空運賃
- ③ バス運賃
- ④ 地下鉄運賃
- ⑤ 自家用車(札幌市内、及びその近郊での使用に限る。)
- ⑥ 自転車、徒歩、その他。
- ⑦ なお、タクシー、レンタカー使用は原則支給の対象としないが、やむを得ない状況で使用する場合は事前に支部長の許可を得るものとする。

第4号議案

第6条 交通費の金額

- (1)前条①～④については実費とする。
ただし、上記の①～④のいずれかを併用した場合はその合算額とする。
- (2)前条⑤、⑥については一律500円とする。
- (3)前条①について鉄道・船運賃を利用する場合、100kmを超えるときは領収書を添付する。
- (4)前条②について航空機を利用する場合、領収書を添付する。

第7条 鉄道船運賃、航空運賃は、普通運賃とする。

- 2 やむを得ない事情により業務遂行場所に車で100km以上を移動しようとする場合は、車1台当たりにつき掛かった高速料金及び燃料費を支給する。ただし、この場合は事前に支部長の許可を得るものとする。また、燃料費についてはその時の価格状況を考慮し、支部長が決定する。当面のあいだ、燃料費はキロ当たり15円とする。
- 3 会議等をパーティー、及び支部ジャンボリーに併せてその会場で開催する時、そのパーティー等に参加している者が会議に出席する場合には、交通費を支給しない。

第8条 役員および幹事等が渉外で交通機関を使用した場合は、その実費を支給する。ただし、マイカー使用、及び他の手段による場合は第5条⑦、第7条(2)を適用する。

第9条 役員および幹事等が本統括支部の用務で道外、道内を旅行する時は交通費を、また宿泊を要する時は、宿泊料(実費)を支給する。

- 2 交通費は自宅の最寄りの駅から用務地の最寄りの駅までの公共交通機関利用とする。

第10条 交通費支弁を伴う会議を開く場合は事前に支部長の承認を得ること。

別表2 旅費日当、交通費、宿泊費

交通費	宿泊費	
	ホテル、旅館	その他宿泊(*1)
実費(*2)	実費	4,000円

*1 知人、友人宅等で宿泊をした場合で、領収書などの宿泊証明がない場合の宿泊

*2 ・鉄道には特急料金を含む

・交通費とホテルがセットのなったパックを利用する時はパック代金を旅費として支払う

(宿泊費)

第11条 宿泊する場合(車船中泊を含む)は、別表2の通り宿泊費を支給する。

- 2 宿泊費とは、宿泊施設使用料(室料)を指す。
- 3 宿泊費を請求するときは相当の支払証明書を提出しなければならない。
- 4 知人、友人宅等で宿泊をした場合で、領収書等の支払証明がない場合の宿泊費は4,000円とする。
- 5 会議等をパーティー、及び支部ジャンボリーに併せてその会場で開催する時、そのパーティー等に参加している者が会議に出席する場合には、宿泊費は支給しない。

第4号議案

(日当)

第12条 この規程に定める日当の種類とは次のものをいう。(別表3参照)

- ①旅費日当:移動が100Kmを超えた場合1日毎に支給する。
- ②会議日当:別表1の対象者が、本統括支部が主催する会議に出席したとき1日毎支給する。

第13条 「旅費日当」及び「会議日当」は、重複して支給することが出来る。

2 ジャンボリー時の支部役員、支部監事、幹事、事務局員には支給しない。

別表3 会議日当

区分	金額	備考
旅費日当	1,000円	移動が100Kmを超えた場合1日毎に支給
会議日当	1,000円	1回おおむね1時間を超え4時間以内の会議
	2,000円	1回4時間を超える会議

(その他の諸費用)

第14条 この規程に定めるその他の諸費用の種類とは次のものをいう。(別表4参照)

- ①前泊料、後泊料
- ②支部役員派遣日当(第18条参照)

第15条 第11条において旅行時間が用務の開始に間に合わない場合は前泊を、また、用務終了が旅行開始時間に間に合わない場合は後泊をすることができることとする。

2 なお、前・後泊料が道外の場合は5,000円とし、道内の場合は3,000円とする。3

3 前・後泊については事前に支部長の承認を得ることとする。

別表4 その他の諸費用

区分		金額	備考
前泊料、後泊料	道外	5,000円	
	道内	3,000円	

(謝礼)

第16条 道外から招聘するジャンボリーのゲストコーラー、研修会講師の謝礼を別表5に規定する。謝礼金額には謝金を含んだ金額にする。

2 謝金支払いについてはS協財務担当と打ち合わせる。

3 道内の指導者がジャンボリーのゲストコーラー、研修会講師を行うとき謝礼は、支部スタッフ日当を適用し、謝金対象にならない。

別表5 謝礼・支部スタッフ等一覧

区分		金額	備考
支部外講師謝礼	1日	10,000円	・道外から招聘する講師に適用 ・謝金対象になる 昼食代は支部で支給する
	1泊2日	20,000円	
	2泊3日	30,000円	
	支部ジャンボリーゲストコーラーもこの基準による		
支部講師	1日	5,000円	・謝金対象にならない
	1泊2日	10,000円	
	2泊3日	15,000円	

第4号議案

(支部スタッフ日当)

第17条 スクエアダンス研修会、体験会等支部主催行事を運営するために協力する者には別表6に規定する日当を支給する。

第18条 支部主催行事に出席する派遣役員には派遣日当を支給する。

2 会計処理規程第11条に規定されている支部役員派遣については、支部スタッフ日当を適用する。

第19条 昼食代は謝礼、日当に含む。

別表6 日当

区分		金額	備考
補助スタッフ日当	1日	3,000円	・SD研修会、体験会等支部主催行事の補助スタッフ
	半日	1,500円	
応援スタッフ日当	1日	1,000円	・SD研修会、体験会等支部主催行事の応援スタッフ
	半日	500円	
支部役員派遣手当	1日	3,000円	補助スタッフ日当を適用する
	半日	1,500円	

(支給の詳細)

第20条 支給の詳細は別表7による。

別表7 支給の明細

業務内容	明細
幹事会	交通費 臨時幹事会の昼食は支部で支給する
支部役員会	交通費、会議日当
専門委員会、指導者会議の会合	交通費(予算申請をしてもらい年2回補助する交通費、宿泊費)
支部ジャンボリー	ジャンボリー参加費は補助しない
支部ジャンボリーゲストコーラー 支部研修会講師	宿泊費、交通費、旅費日当、前後泊料 昼食代は支部で支給する
道内講師、ゲスト	宿泊費、交通費、旅費日当、前後泊料
全国講習会、セミナー受講	受講料のみ支給 (宿泊費、交通費は個人持ち)
支部主催行事に出席する派遣役員	参加費、派遣日当、旅費日当、宿泊費、前後泊料、交通費
その他本統括支部が必要と認めた会合	交通費

(役員随行等による特例)

第21条 役員、その他重要な人物に随行する等やむを得ない事由により所定の旅費をもって支弁しがたい場合は、支部長の承認を得た者に限り旅費の実費を支給する。

第4号議案

(重複支給の禁止)

第22条 本規程の業務遂行期間中に、他の対象業務を遂行する場合、旅費は重複して支給しない。

(旅費支給の手続き)

第23条 事後所定の手続きにより、別表の旅費を本統括支部事務局に請求する。

2 要があれば、事前に所定の手続きにより、日時、順路、滞在等必要事項を、本統括支部に届出て旅費の仮払いを受けることができる。この場合、事後速やかに所定の手続きにより精算するものとする。

(解釈及び運用)

第24条 この規定に定めない事項及び疑義ある場合については、支部役員会がその都度事情を考慮して決定する。

(改廃)

第25条 この規程の改廃は、支部役員会が決済し幹事会の承認をえるものとする。

附則

第1条 この規程の制定日及び改定日は次のとおりとする。

制定日 2025年4月20日 「旅費規程」と「講師謝金、スタッフ日当等基準」を
合併する

改定日 2026年4月26日 第16条謝礼金額を変更